

国立国会図書館法の一部を改正する法律

(平成一七年四月一三日法律第二七号)(衆)

一、提案理由(平成一七年三月二九日・衆議院本会議)

川崎二郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国立国会図書館法の一部を改正する法律案についてであります。本案は、国立国会図書館の館長等の待遇に関する規定を削るとともに、核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所が解散することに伴う所要の規定の整理を行おうとするものであります。

……………(略)……………

両法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成一七年四月六日)

溝手顕正君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、国立国会図書館の館長等の待遇に関する規定を削るとともに、核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所が解散することに伴う所要の規定の整理を行おうとするものであります。

委員会におきましては、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党の三会派を代表して金田理事から施行期日に関する修正案が提出されました。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由(平成一七年四月六日)

金田勝年君 私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党の三会派を代表いたしまして、国立国会図書館法の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

案文をお手元に配付させていただいておりますが、その内容は、館長等の待遇に係る改正規定の施行期日について、「平成十七年四月一日」を「公布の日」に改めようとするものでございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。